

# 絆きずな

[kizuna]

ぐんま人権情報誌【春夏号】

# VOL.18

2016

特集

「高齢社会と人権」



みんなで楽しく学んでいます！ 前橋市中央公民館「明寿大学」

## 目次

### 巻頭言

「高齢社会と人権」

県立障害者リハビリテーションセンター 専門員  
山田 宏 2・3

### 施設訪問

「特別養護老人ホーム」紹介 第二明光園  
加藤勝二園長に聞く 4

### 行政の取り組み

「平成 27 年度人権啓発フェスティバル in ぐんま」開催 5

### 地域の活動

犯罪から子どもの人権を守る

小学校「防犯教育ワークショップ」

NPO 法人エンパワメントぐんまの活動 6

### 寄稿文

交流をとおして豊かな人間関係を育てる

「視覚障害への理解を深める学校間交流、居住地校交流」

群馬県立盲学校長 長井 榮子 7

ぐんま女性活躍大応援団

ぐんま女性活躍推進フォーラム

あとがき

8

# 巻頭言



群馬県立障害者リハビリテーションセンター 専門員 山田 宏

## 高齢社会と人権

### ～「気にかける関係」を地域につくる～

我が国は、世界トップクラスの高齢社会となりました。誰もが元気に過ごせる長生き人生でありたいと願いますが、長生きすると病気や介護の問題が生じてくるのが現実です。

私は、老人福祉施設等の勤務経験から今回のテーマについて、日頃感じていることを述べたいと思います。

長生きして介護を受ける状態になりますと介護虐待と言われる高齢者の人権問題が発生し易い状況が生まれています。

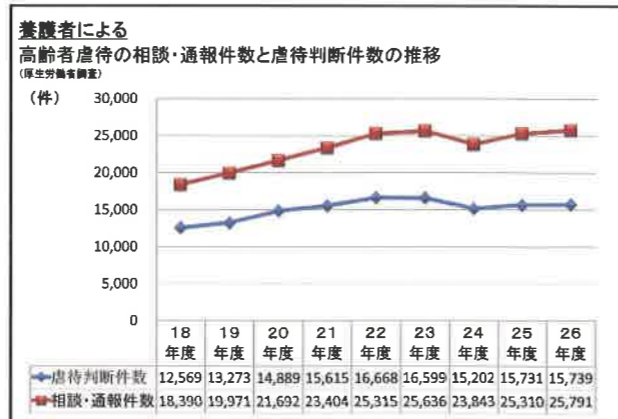
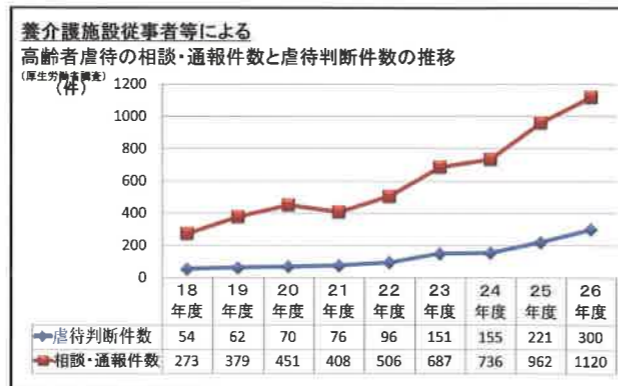
介護虐待の事例を紹介すると、87歳の寝たきりで認知症の女性が、介護者である娘から、褥瘡(じょくそう)の処置もしてもらえず、新聞紙を敷いた上に寝かされていた例や、72歳の認知症の女性が、介護者である息子の暴力により足を骨折した例などがあります。

新聞等で報じられる介護虐待は氷山の一角です。介護虐待が発生する背景には様々な要因が複雑に絡んでいることが多くあります。

主な要因としては、介護疲れや社会からの孤立、認知症への無理解、財産や金銭管理のトラブル、元気な時の親子や夫婦関係のトラブル等があります。

特に、認知症高齢者への対応については、その病気への無理解から生じる虐待事例が顕著です。さらに、認知症の人は、自分が虐待されている事実を理解できない状態で生活しているため、助けを求めることも困難な訳です。

高齢社会では、85歳を過ぎると4人に一人は認知の症状があると言われていています。これほど身近な病気なのですが、症状への対応が確立されていないことも問題となっています。



## 紹介 山田 宏さん

山田さんは、群馬県社会福祉事業団の職員として、県立身体障害者リハビリテーションセンターをはじめ、県立特別養護老人ホーム等で勤務されました。

平成24年度からは県立障害者リハビリテーションセンターの所長として、障害者の自立支援に尽力されました。

現在は、障害者リハビリテーションセンターの専門員として身体障害者や高齢者の相談援助業務にあたりられています。

また、高齢者を取りまく人権問題の解決に向けて、これまでの職務経験をもとに県内各地の講演会、研修会等の講師として活躍しています。

認知症は病気なので、その症状を医師が診断して初めて呼べる病名であることを理解することが大切です。したがって、早期発見、早期治療が何よりも大事な対応ですが、私達も認知症の人に対する理解を深めていくことが必要なのです。

認知症への理解を深める事によって、人権を侵害するような事例を防ぐことができます。現在、各市町村で取り組まれている「認知症予防教室」や「認知症サポーター養成講座」などに参加して、認知症を自分の問題として正しく理解することが大切なのです。

次に、高齢者の人権を守るためにどのような権利擁護制度が作られてきたのかについて紹介します。

第一は、「高齢者虐待防止法」です。

この法律は、高齢者への虐待が起きないように、社会全体で高齢者を支えることを目的に施行されました。

法律のポイントは、虐待等の発見者は市町村へ通報する努力義務があるということです。

高齢者への虐待という人権侵害行為を見て見ぬふりをしてはいけません。たとえ認知症になっても、人として扱われ、人としての尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりを進めていくうえでも大変重要な意味を持つ法律です。

第二は、「成年後見制度」です。

この制度は、判断能力が不十分な高齢者や障害者等の財産を法的に管理してくれる制度です。手続きの窓口は、家庭裁判所ですが、身近な相談窓口としては各市町村に設置されている「地域包括支援センター」が便利です。

他にも、日常的な金銭管理や生活支援への福祉サービスとして「日常生活自立支援事業」などの制度もあります。各市町村の社会福祉協議会が実施していますので、利用し易い制度です。

いくつか紹介した権利擁護の制度ですが、まだまだ使い勝手が良い制度にはなっていない面があります。もっと使い易い制度にしていくには、利用する私達が様々な要望をしていかなければなりません。

以上、高齢社会と人権について述べてきましたが、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、社会保障の公助や介護保険等の共助が必要なことは言うまでもありません。

しかし、最も大切な事は、地域の人々が共に助け合い、支え合う互助の地域社会を作ることです。

虐待事例のような人権侵害の発生しない地域作りには、認知症等の要介護世帯を地域社会から孤立化させないことです。その世帯に対して、無関心ではなく、ひと声かけて「気にかける関係」を築いていくことが大切なのです。

## 講演会をとおして人権意識の高揚をはかる 「高齢者をとりまく問題」～人権の視点から考える～

山田さんは、県内各地で、介護虐待の具体的な事例を示した講演をおこない、高齢者の人権問題に対する啓発をすすめています。



12月中之条町で実施された「あがつま人権フェスタ講演会」の様子

## 高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

\*法律制定の趣旨が第一条に示されています。条文から高齢者虐待の深刻さがうかがえます。

## 表紙について

### 前橋市明寿大学の講座学習の様子

明寿大学は、全国に先駆け生涯学習の一環として昭和46年に前橋市中央公民館の高齢者教室「明寿大学」として創設されました。(学校教育法の定める大学とは異なります。)高齢化が進む中で、新しい時代の要請に応えるため平成15年度より、学長制を採用し、4年制に編成替えしました。定員は全学年で440名。講座学習とクラブ学習を学習の柱として、自己実現のみならず、学習成果を地域へ還元することも目指し活動を続けています。

## 訪問 特別養護老人ホーム

～高齢者の人権が尊重される施設運営～

### 特別養護老人ホーム 第二明光園

高齢社会を迎えて、特別養護老人ホームが地域の老人福祉の拠点として活用されています。

今回、前橋市内の特別養護老人ホームを訪問して施設の特色ある取り組み等についてうかがいました。

### ご利用者のエンジョイライフを実現するために

園長 加藤 勝二

特別養護老人ホーム第二明光園は、社会福祉法人視覚障害者福祉会が昭和46年に開設した養護盲老人ホーム明光園に次ぐ、2番目の施設として平成4年4月に誕生しました。

設立当時はホーム30床、ショートステイ4床でしたが、平成21年の増床工事等を経て、ホーム50床、ショートステイ8床となり、現在に至っています。

場所は、旧大胡町と旧粕川村が接する前橋市北東部の樋越町にあります。

上毛かるたで「裾野は長し赤城山」と詠まれますが、施設の北側は四季折々に変化する赤城山を一望できる素晴らしい景観を眺めることができ、自然環境に恵まれています。また、南側は医療機関



赤鬼、青鬼が登場して節分の行事を盛り上げます。無病息災を祈り、豆を投げて鬼を退散させました。後列中央が加藤園長さん。

や大型のショッピングセンターもあり、生活する上で安心・便利な地域でもあります。

当園も他の施設同様、ご利用者にとって家庭・地域社会の延長である生活の場として、安心・快適で潤いのある生活を送っていただけますよう、毎月の誕生会をはじめ花見等四季折々の行事はもとより、お酒も提供する納涼祭、忘年会、新年会等も開催し、明るく元気に家庭的な雰囲気の中で毎日生活をしていただいています。



新年恒例のどんと焼きで繻玉を焼くご利用者

当園の特徴ある取り組みとして、各種個別支援事業を実施しています。この事業は、ご利用者ご本人、ご家族のニーズ等を踏まえ、担当職員が企画し、その人らしいエンジョイライフを実現するお手伝いとして、飲食店での食事会、ふるさとや住み慣れた家への一時帰宅、ご先祖様のお墓参り、昔懐かしい思い出の場所への訪問、あるいはご家族、親戚の皆さんに当園においでいただき、ご利用者を囲んだお茶会等を開催するなど、ご利用者が精神的安定を図りながら楽しく生活していただけるよう努力しています。

また、当園は、地域の皆様との交流を積極的に図るため、地元自治会と連携し、毎年10月第4土曜日に当法人を会場に「芋煮会」を開催し、相互理解を図っています。

誕生会等の余興については、市社会福祉協議会のボランティアセンターのご協力をいただき、歌や楽器演奏を披露していただけるボランティアの皆様を積極的に受け入れています。

当園では、引き続きホームページを通じ、各種情報の発信に努めますとともに、地域の皆様に親しまれ愛され、信頼される施設作りを目指していきます。

(第二明光園ホームページ

<http://www.meikouen.sakura.ne.jp/>)

## みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう相手の気持ち・育てよう思いやりの心～

平成27年度 人権啓発フェスティバル in ぐんま 開催 12月6日  
安中市文化センター

人権週間にあわせて平成27年度の人権啓発フェスティバルを開催しました。

### 人権擁護委員による人権トーク



猿谷さん(右)と手話通訳者

高崎人権擁護委員協議会の猿谷秀夫委員さんが、身近な人権相談パートナーである人権擁護委員の活動について話されました。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人で、人権問題の解決のお手伝いや人権侵害の被害者救援、地域の人権啓発活動を行っています。群馬県には現在約270名の委員が配置され積極的に活動されています。

### 多文化共生ミニ講演

群馬県大泉町を舞台とした多文化共生映画「サンゴ・ヨン☆サッカー」のプロデューサーの宮地克徳さんと出演者の平野パウロ勇さんによるミニ講演が行われました。

映画に関連して制作された多文化共生メッセージ作品の上映に続き、宮地さんと平野さんとのトークで、映画の制作や日本の生活での実体験とおして感じた、多文化共生の在り方等について意見が語られました。

映画は、「外国人と日本人の共生」をテーマに、日系ブラジル人男性との交流や友情などを熱く描いた「まち映画」です。



宮地さん(中央)と平野さん(右)

### 障害者福祉施設、犯罪被害者支援団体等による展示・販売、ゆるキャラとの記念撮影

多くの方の参加で、楽しい人権啓発フェスティバルが開催されました。ミニ講演に合わせて、多文化共生推進士の活動を紹介するパネル展示も行われるなど、多彩なフェスティバルとなりました。



ゆるキャラと記念撮影



人権啓発展示コーナー



作品の展示・販売



人権擁護委員さんが活躍

### 中・高校生が人権をテーマとする演劇を上演

人権をテーマとした演劇を2校の演劇部のみなさんが上演し、人権について理解を深めることができました。

#### 群馬県立勢多農林高等学校演劇部

##### 「罪と罰」

学校でのいじめをテーマとした部員の創作演劇。

日常の学校生活中で、本人が無意識のうちに起こすいじめが、相手にとっては大変な問題となっていることがあります。友達に対する理解や思いやりの大切さに気づかされました。



#### 新島学園中学校演劇部

##### 「厄介な紙切れーバルカン・シンドロームー」

放課後の教室で勉強している生徒たちが、期末試験の問題用紙を試験前日に手にしてしまったことから始まる葛藤を、第1次世界大戦前後の歴史と重ねて、いじめ問題について考えました。



# 犯罪から子どもの人権を守る

## 防犯教育ワークショップ ～NPO法人エンパワメントぐんまの活動～

犯罪者から自分の命を守る実践力を育てたい。そんな願いにこたえて、エンパワメントぐんまが小学校の児童を対象に防犯教室を実施しています。



知らない人に捕まりそうになったらどう逃げたいか学習しました

7月1日に安中市立松井田小学校の1・2年生を対象に、人形劇を交えながら自分の身を守る方法を指導しました。

はじめに、権利とは何かについて、「あんしん」、「じしん」、「じゆう」という子どもにわかりやすい言葉で理解させます。また、具体的な場面を設定し、不審者に遭ったら腕の長さ二本分の距離をあけることや、「ウオー！」という特別な叫び声を出すなど、その場での対処の仕方を全員で練習しながら体験をととして学びました。

### 参加児童の感想

- ・わかりやすくてたのしかったです。
- ・じぶんのみをまもってしあわせにいきたいです。
- ・あんぜん・じしん・じゆうのいみがとてもよくわかりました。
- ・あぶないときは、やくにたつと思いました。ありがとうございました。



\* 「NPO法人エンパワメントぐんま」とは女性と子どもの人権を守るための活動を行っている団体。小・中学校でCAP（子どもへの暴力防止）プログラムの講座開催や「安心・自信の相談でんわ」を開設し、子どもや保護者からの相談を受けている。乳幼児の保護者を対象に「子育てほっとセミナー」を公民館などで実施するほか、年数回の公開講座、月1回の研修会等を行っている。

### 安中市の防犯教育ワークショップ

安中市では、エンパワメントぐんまによる防犯教室を市内全小学校で実施しています。児童が犯罪被害やいじめ等から身を守る術を、楽しく具体的に学んでいます。

各学校の実態に応じながら安全教育を進め、児童の人権を守る活動を支援しています。

安中市教育委員会生涯学習課

この日は学習参観日でもあり、子どもたちの活動の様子を保護者が見守り、子どもと共に安全確保の方法について理解を深めました。



「あんしん」「じしん」「じゆう」を「けんり」と言葉で表現

### 子どもたちの安心のために

エンパワメントぐんま代表 星野 三智保

社会に広く存在する子どもに対する人権侵害の根絶をめざし、広く人権意識の向上を図り、子どもを取り巻く環境を改善し、さまざまな暴力防止活動を行っています。

その1つがこの防犯教育ワークショップです。この活動をととして、人権についての理解を深め、いざというときに身を守る方法を体験によって身につかせます。そして、子どもたち一人一人が、安心して、自信をもって、自由に暮らせる社会の実現を図っていきたくと考えます。

## 寄稿文

# 交流をととして豊かな人間関係を育てる

～視覚障害への理解を深める学校間交流、居住地校交流～

群馬県立盲学校 校長 長井 榮子



### 学校教育目標

- 1 いきいきとたくましく生きる力を伸ばす
- 2 互いに理解しあう心の豊かさを育てる
- 3 自分らしさを生かせる知識と技能を身に付け、深める

### 交流の様子と成果

学校間交流は昭和46年に高等部普通科が前橋商業高校と、昭和48年に小学部が前橋市立城南小学校、中学部が前橋市立第一中学校と実施したのが始まりです。近年は吾妻高校や藤岡市、高崎市の小学校等、交流範囲が広がっています。

また、居住地校交流は県内各地域の小・中学校の協力を得て、学期に1回程度登校し、相手校の校時表に沿った共同学習を主に実施しています。

交流がより有意義なものとなるよう、相手校との事前打ち合わせを大切にしています。相手校児童生徒に対する視覚障害についての理解を図ることや点字資料の準備等、担当者がきめ細かに連絡調整にあたっています。

交流をととして、将来生活の拠点となる地域に自然に溶け込める下地をつくるとともに、視覚障害に対する理解を深め、よりよい人間関係を築く環境づくりにつながっています。今後もより充実しながら継続できるよう努力していきたくと考えます。



伊勢崎市立第四中学校での交流の様子

群馬県立盲学校は、その前身である上野教育会附属訓盲所が明治38年9月18日に開設されて以来、今年で110年を迎えた伝統のある学校です。

現在、幼稚部から高等部専攻科まで、視覚に障害のある46名の幼児児童生徒が在籍しています。3歳の幼児から、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゆう師などを目指す成人の専攻科生徒まで大変幅広い年齢層の人が学んでいる学校です。

点字、弱視レンズ、拡大読書器、拡大教科書などの活用や障害に応じた様々な工夫を行い、個別の指導計画を作成して一人一人に合ったきめ細かな指導を行っています。そして、幼児児童生徒一人一人が持てる力を十分に発揮し、夢に向かって、いきいきとたくましく、心豊かに、自分らしく生きていくことができるよう、教職員全員がキャリア教育の視点に立ち、総力を結集して誠心誠意努力をしています。

### 人間関係を育てる交流活動

交流活動とは、本校に在籍する児童生徒が、学年に相応する近隣の学校に出かけ、その学校の児童生徒と学習や特別活動等を行う学校間交流と、主に小学部と中学部の児童生徒が、自分の居住地にある学校に出かけ共同学習等を行う居住地校交流とがあります。

交流のねらいは、①学校間交流や地域の人々との交流を通して、豊かな経験を積ませ、好ましい人間関係を育てるとともに、将来の社会参加に必要な資質を養う。

②交流を通じて、自己を見つめ直すとともに互いに理解する心を育てる、の2つです。

どちらの活動も児童生徒がとても楽しみにしています。

\* 長井榮子校長は、前任の県立あさひ養護学校（現あさひ特別支援学校）や現任校において校長として、日々、幼児児童生徒や職員が個々の能力を活かし成果を発揮することができるよう学校運営にあたられています。

また、群馬県特別支援学校校長会の会長として、積極的に会を運営されているほか、関係する多くの各種協議会・委員会等の役職を務め、本県特別支援教育の推進・発展にご尽力されています。

# 女性の活躍を応援します!



あらゆる分野において女性が持てる能力を発揮し、活躍できる社会づくりを県民運動とするため、群馬県では「ぐんま女性活躍大応援団」を設置しました。現在、約160の企業・団体がこの運動に賛同し応援団に登録していただいています。

## 「ぐんま女性活躍大応援団」知事メッセージ

あらゆる分野の女性活躍は、元気な群馬の原動力です。  
女性が持てる力を発揮し、輝き続けることを応援します。

群馬県知事 大澤 正明

## 登録団体を募集しています

登録するとぐんまちゃんロゴマークが使用できるようになります。県内に事務所を置き、女性の活躍を推進する企業・団体などが対象です。詳しくは群馬県ホームページをご覧ください。

## ぐんま女性活躍推進フォーラム 開催 平成27年11月19日

基調講演 講師 岩田喜美枝 氏 (公益財団法人21世紀職業財団会長) 「女性はもっと活躍できる!」



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、(株)資生堂副社長を経て、現在は(公財)21世紀職業財団会長として女性活躍の道を切り開いていらした岩田喜美枝氏による基調講演が行われました。

「組織で女性が活躍することで、女性ならではの新たな価値の創造が生まれ、組織の成長・持続的発展につながる」というお話や、女性に向けて「仕事を通じて人は成長できる、夢をあきらめないで取り組んでほしい」というエールが寄せられました。



## パネルディスカッション

### 「女性の活躍を 地域ぐるみで応援しぐんまを元気に」

コーディネーター 安斎 徹 氏 (群馬県立女子大学准教授)

企業・農業・NPO活動で活躍する女性3名をパネラーとして迎え、コメンテーターの岩田喜美枝氏を交えて、地域の様々な分野での女性活躍について、多様な意見が述べられました。

活躍している女性それぞれが強い思いをもって活動に取り組み、困難を乗り越えてきたこと、男性も女性も、それぞれの個人ができることを活かしあい活動していくことで、組織の生産性向上や、皆がいきいきと輝ける社会につながるということが発表され、来場者からは「一步を踏み出す勇気をもらえた」という声が寄せられました。

## あとがき

今回は高齢社会と人権をテーマに、超高齢社会を迎えた日本の高齢者問題を取り上げました。高齢者虐待が報告される一方、施設で幸せに暮らす方々の様子を取材することができました。今後、ますます高齢化が進む中で、高齢者の人権を保障する社会の実現をめざしたいと考えます。(ま)



ぐんま人権情報誌【春夏号】

**VOL.18**  
2016

●発行/群馬県人権男女・多文化共生課  
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号  
TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-220-4424